

# ローカル10,000と関係補助金の比較①

政策名	ローカル10,000 (国庫補助事業)	ローカル10,000 (地方単独事業)	新しい地方経済・生活環境創生交付金 (第2世代交付金 (拠点整備事業))	新しい地方経済・生活環境創生交付金 (第2世代交付金 (移住・起業・就業型))
目的	地方公共団体が地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による新規事業を支援することにより地域経済循環を創造	ローカル10,000に準ずる地方単独事業の創業等に要する経費について特別交付税措置を講じ、地域資源を活用した全国各地での創業等を拡大	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援	地域の課題解決を目的とした起業等をする方を支援し、地域課題の解決を通して地方創生を実現
予算額	R6補正 20.6億円 R7当初案 6.2億円	-	令和6補正1,000億円の内数 令和7当初案2,000億円の内数	R7当初案 2,000億円の内数
補助率	1/2	0.5 (措置率)	1/2	1/2
国・地方負担割合	原則 国1/2 地方1/2 【条件不利地域】 財政力0.25以上 国2/3 地方1/3 財政力0.25未満 国3/4 地方1/4 【重点支援事業】 デジタル技術活用 国3/4 地方1/4 脱炭素 国3/4 地方1/4 女性・若者活躍 国3/4 地方1/4	-	国1/2、地方1/2	国1/2、都道府県1/2
上限額	2,500万円 (融資/公費 1~1.5) 3,500万円 (融資/公費 1.5~2.0) 5,000万円 (融資額/公費 2.0~)	1,500万円 (融資/公費 1~) 800万円 (融資/公費 0/5~1.0) 200万円 (融資/公費 ~0.5)	自治体ごとの交付上限額 15億円 (都道府県) /年度 15億円 (中枢中核都市) /年度 ※1事業当たり国費15億円 10億円 (市区町村) /年度 ※1事業当たり国費10億円	200万円
対象経費	施設整備費、機械装置費、備品費	施設整備費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費等	主にハード経費	起業に必要な経費
要件	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④モデル性 ⑤地域金融機関等による融資	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④融資又は民間クラウドファンディング等 ⑤地方自治体において有識者の審査又は商工会議所等の確認	①目指す将来像及び課題の設定等 ②KPI設定の適切性 ③自立性 ④地域の多様な主体の参画	①地域課題の解決 ②社会性 ③事業性 ④必要性 ⑤デジタル技術の活用 ⑥各都道府県が実施計画に定める社会的事業の分野において起業を行うこと

# ローカル10,000と関係補助金の比較②

政策名	ローカル10,000 (国庫補助事業)	ローカル10,000 (地方単独事業)	ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金		小規模事業者持続化補助金
目的	地方公共団体が地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による新規事業を支援することにより地域経済循環を創造	ローカル10,000に準ずる地方単独事業の創業等に要する経費について特別交付税措置を講じ、地域資源を活用した全国各地での創業等を拡大	中小企業等が行う、革新的な新製品・新サービスの開発等に必要設備投資等を支援することで生産性を向上		小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を推進
予算額	R6補正 20.6億円 R7当初案 6.2億円	-	R6年度補正 3,400億円の内数		R6年度補正 3,400億円の内数
補助率	1/2	0.5 (措置率)	製品・サービス高付加価値化枠 中小企業 1/2 小規模・再生 2/3	グローバル枠 中小企業 1/2 小規模 2/3	2/3～3/4
国・地方負担割合	原則 国1/2 地方1/2 【条件不利地域】 財政力0.25以上 国2/3 地方1/3 財政力0.25未満 国3/4 地方1/4 【重点支援事業】 デジタル技術活用 国3/4 地方1/4 脱炭素 国3/4 地方1/4 女性・若者活躍 国3/4 地方1/4	-	<特例> 最低賃金引上げ特例 2/3 (小規模・再生は除く)		国10/10
上限額	2,500万円 (融資/公費 1～1.5) 3,500万円 (融資/公費 1.5～2.0) 5,000万円 (融資額/公費 2.0～)	1,500万円 (融資/公費 1～) 800万円 (融資/公費 0/5～1.0) 200万円 (融資/公費 ～0.5)	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	3,000万円 (3,100～4,000万円)	50万円～250万円 ※インボイス特例に該当する場合は上記の上限額に50万円上乘せ ※賃金引上げ特例に該当する場合は上記の上限額に150万円上乘せ
対象経費	施設整備費、機械装置費、備品費	施設整備費、機械装置費、備品費、 広告宣伝費、商品開発費等	機械装置・システム構築費 (必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費	機械装置・システム構築費 (必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	機械装置費、 新商品開発費、広報費等
要件	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④モデル性 ⑤地域金融機関等による融資	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④融資又は民間クラウドファンディング等 ⑤地方自治体において有識者の審査又は商工会議所等の確認	以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行。 ①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等 (従業員21名以上の場合のみ) ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。		①事業者自らが事業計画書を策定し、 商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組むもの

# ローカル10,000と関係補助金の比較③

政策名	ローカル10,000 (国庫補助事業)	ローカル10,000 (地方単独事業)	事業再構築補助金		
目的	地方公共団体が地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による新規事業を支援することにより地域経済循環を創造	ローカル10,000に準ずる地方単独事業の創等に要する経費について特別交付税措置を講じ、地域資源を活用した全国各地での創等を拡大	新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、地域プライチェーン維持・強化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援		
予算額	R6補正 20.6億円 R7当初案 6.2億円	-	R2 3次補正：1兆1,485億円 R3補正：6,123億円 R4予備費：1,000億円 R4 2次補正：5,800億円 R5補正：1,000億円 (同基金の省力化補助金)		
補助率	1/2	0.5 (措置率)	成長分野進出枠		コロナ回復加速化枠
			通常類型	GX進出類型	最低賃金類型
			中小企業1/2 (※2/3) 中堅企業1/3 (※1/2) ※短期間に大規模賃上げを行う場合	中小企業1/2 (※2/3) 中堅企業1/3 (※1/2) ※短期間に大規模賃上げを行う場合	中小企業3/4 (※2/3) 中堅企業2/3 (※1/2) ※コロナ借換保証等で畿央債務を借り換えていない場合
国・地方負担割合	原則 国1/2 地方1/2 【条件不利地域】 財政力0.25以上 国2/3 地方1/3 財政力0.25未満 国3/4 地方1/4 【重点支援事業】 デジタル技術活用 国3/4 地方1/4 脱炭素 国3/4 地方1/4 女性・若者活躍 国3/4 地方1/4	-	国10/10		
上限額	2,500万円 (融資/公費 1~1.5) 3,500万円 (融資/公費 1.5~2.0) 5,000万円 (融資額/公費 2.0~)	1,500万円 (融資/公費 1~) 800万円 (融資/公費 0/5~1.0) 200万円 (融資/公費 ~0.5)	20人以下：1,500万円 (2,000万円) 21~50人：3,000万円 (4,000万円) 51~100人：4,000万円 (5,000万円) 101以上：6,000万円 (7,000万円) ※人数は従業員規模、カッコ内は短期的に大幅賃上げを行う場合の上限額	【中小企業】 20人以下：3,000万円 (4,000万円) 21~50人：5,000万円 (6,000万円) 51人~100人：7,000万円 (8,000万円) 101人以上：8,000万円 (1億円) 【中堅企業】 従業員規模に関わらず1億円 (1.5億円) ※同左	5人以下：500万円 6~20人：1,000万円 21人以上：1,500万円
対象経費	施設整備費、機械装置費、備品費	施設整備費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費等	建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、外注費・専門家経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、廃業費 ※廃業費は成長分野促進枠 (通常類型) のみ		
要件	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④モデル性 ⑤地域金融機関等による融資	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④融資又は民間クラウドファンディング等 ⑤地方自治体において有識者の審査又は商工会議所等の確認	【基本要件】 ①事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること ②事業計画について金融機関等や認定経営革新等支援機関の確認を受けること ③補助事業終了後3~5年で付加価値額の年平均成長率3~5%以上増加 (※事業類型により異なる。)、又は従業員一人当たり付加価値額の年平均3~5%以上の達成 (※)		
			・ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者 ・国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者	・ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題に資する取組をこれから行う事業者	・コロナ禍が終息した今、最低賃金引き上げの影響を大きく受ける事業者

# ローカル10,000と関係補助金の比較④

政策名	ローカル10,000 (国庫補助事業)	ローカル10,000 (地方単独事業)	農山漁村振興交付金 地域資源活用価値創出対策 (地域資源活用価値創出整備事業)			
			定住促進・交流対 策型	産業支援型	農泊推進型 (※①or②のどちらか) ①市町村・中核法人実施型 ②農家民泊経営者等実施型	農福連携型
目的	地方公共団体が地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による新規事業を支援することにより地域経済循環を創造	ローカル10,000に準ずる地方単独事業の創業等に要する経費について特別交付税措置を講じ、地域資源を活用した全国各地での創業等を拡大	農山漁村の多様な地域資源を活用し、新たな付加価値を創出する施設整備を支援します。			
予算額	R6補正 20.6億円 R7当初案 6.2億円	-	令和7年度予算額 ○ (P) (8,389) 百万円の内数			
補助率	1/2	0.5 (措置率)	1/2	3/10(通常) 1/2 (中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」や農山漁村発イノベーションに係る市町村戦略に基づき行う場合、障害者等の雇用を行う場合)	1/2	
国・地方負担割合	原則 国1/2 地方1/2 【条件不利地域】 財政力0.25以上 国2/3 地方1/3 財政力0.25未満 国3/4 地方1/4 【重点支援事業】 デジタル技術活用 国3/4 地方1/4 脱炭素 国3/4 地方1/4 女性・若者活躍 国3/4 地方1/4	-	1/2の補助については全額国費負担	3/10 (通常) ・ 1/2 の補助については全額国費負担	1/2の補助については全額国費負担	
上限額	2,500万円 (融資/公費 1~1.5) 3,500万円 (融資/公費 1.5~2.0) 5,000万円 (融資額/公費 2.0~)	1,500万円 (融資/公費 1~) 800万円 (融資/公費 0/5~1.0) 200万円 (融資/公費 ~0.5)	4億円(税込) 建築物であれば延べ床面積 1㎡当たり29万円 (事業費ベース・税込)	原則1億円 (BtoBの取組において取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準に対応する場合、上限額は2億円)	①原則2,500万円 ただし、古民家等の遊休施設を活用した施設整備で一定の要件を満たす場合は上限5,000万円 市町村所有の廃校等の遊休施設を活用した大規模宿泊施設整備で一定の要件を満たす場合は上限1億円 ②1地域あたり5,000万円かつ1経営者あたり1,000万円 ※地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合は、上限額の加算有	簡易整備の場合は上限200万円 高度経営の場合は上限1,000万円 経営支援の場合は上限2,500万円 介護・機能維持の場合は上限400万円
対象経費	施設整備費、機械装置費、備品費	施設整備費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費等	農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備費	農林水産物加工・販売施設等の整備費	①古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農林漁家レストランの整備費 ②農家民泊経営者等が営む宿泊施設の改修に要する経費	障害者等が作業に携わる生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備
要件	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④モデル性 ⑤地域金融機関等による融資	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④融資又は民間クラウドファンディング等 ⑤地方自治体において有識者の審査又は商工会議所等の確認	・地方公共団体が計画主体となり、農山漁村活性化法に基づく活性化計画を作成すること ・市街化区域(用途地域も含む)以外であること ・農林地の占める割合がおおむね80%以上の地域または農林漁業者数の割合がおおむね5%以上の地域であること(漁港と一体的に発展した地域も可)等	・事業実施主体は、農林漁業者団体、中小企業者とし、次のいずれかの認定を必要とする ①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定 ②農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定 ③都道府県又は市町村が策定する戦略に基づく事業計画の認定 ・制度資金等の融資又は出資を活用すること ・多様な事業者とネットワークを構築すること	①・市町村以外を事業実施主体とする場合にあっては、事業実施主体となる団体等が農泊実施の中心的な役割を担っていること。 ②・農泊実施のための地域協議会及び中心的な役割を担う法人が設立済みであり、事業実施区域内で宿泊、食事及び体験の提供を行う体制が整っていること。 ・連携体の構成員である農家民泊経営者等は、本事業完了後の翌年度未だに旅館業法の許可を取得していること。 ③・宿泊施設を避難所等として活用する場合は、中山間地域等を含む地域における取組であること。 (共通) ・オンライン予約に対応する 等	・農林水産分野の作業に携わる、障害者、生活困窮者(就労に向けた支援計画策定者)、高齢者(要介護認定者)を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること。 等